

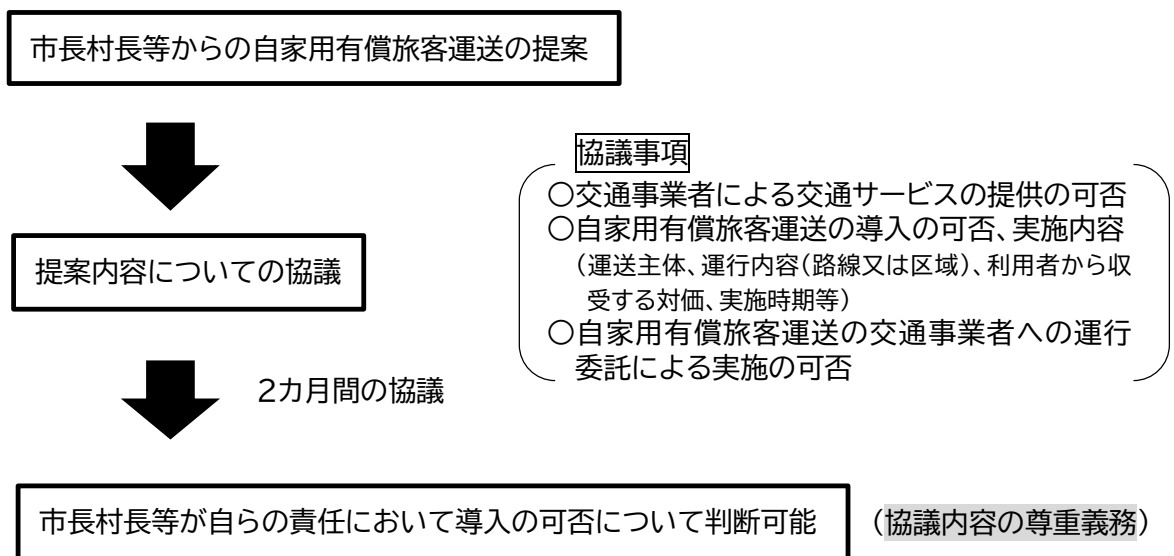
## 自家用有償旅客運送の検討プロセスの導入について

### 1 協議の概要

- ・国土交通省が「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方」(平成18年9月15日国自旅第161号)において「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」(最終改正:令和6年9月30日)を定めており、各地の公共交通会議は当該ガイドラインに従って運営することが求められている。
- ・令和6年4月26日にガイドラインが改正され、自家用有償旅客運送に係る検討プロセスが新たに示された。ガイドラインの改正は、交通空白地の拡大を背景として、協議の長期化により地域住民の交通手段が確保されない事態を防ぐため、自家用有償旅客運送に係る協議において行うべき検討の方法、運営ルール等を定めることにより協議の迅速化及び円滑化を促す趣旨で行われている。
- ・そのため、ガイドライン改正の趣旨を踏まえ、本会議においても、ガイドラインで示された検討プロセスによる自家用有償旅客運送の協議を実施するため、本会議の規約を改正したい。

※ なお、令和6年12月27日付け物流・自動車局課長通知において、ガイドラインにおいて示されたプロセスについて、合理的な理由なく導入に係る措置を講じていない場合には、当該措置の措置を促す等、適切に指導する旨示している。

### 2 ガイドラインにおいて示された検討プロセス(ガイドライン(別紙9-2)12、13ページ)



### 3 規約改正(案)

ガイドラインに示されたモデル要綱に即した規定を規約に追加する。

別紙9-1 「静岡市地域公共交通会議規約」(案)

### 4 施行日

令和8年2月1日

(参考)国における検討プロセス提示に至る経過

日付	方針、通知等	主な内容
R5.12.20	「デジタル行財政改革中間とりまとめ」(デジタル行財政改革会議)	「地域公共交通会議等における協議において地方自治体の長が判断できるよう制度の改善を図る。」
R6.4.26	「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」一部改正(物流・自動車局長通知)	自家用有償旅客運送に係る検討プロセスを明示。 【別紙9-2】
R6.5.31	規制改革推進に関する答申(規制改革推進会議)	「地域公共交通会議における協議を迅速化及び円滑化するため、 <u>地域の移動ニーズに対応した交通サービスに関する議論を始めてから、最長2か月程度協議をしてもなお結論に至らない場合には、首長の責任による判断をもって、道路運送法第79条の4第5号にいう「協議が調つ」たものと取り扱い得る旨を、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号。以下「地域公共交通会議に係る通知」という。)に追記し、及び地域公共交通会議に係る通知におけるモデル要綱を見直すなど、所要の措置を講ずる。また、地域公共交通会議における上記取扱いの導入状況について調査し、合理的な理由なく当該取扱いが導入されていない場合は、導入を促すなど所要の措置を講ずる。」</u>
R6.6.18	「デジタル行財政改革閣議決定取りまとめ2024」(デジタル行財政改革会議)	「2024年4月には、地域公共交通会議等における協議において自治体の長が判断できるようにする等の運営手法の見直し…を実施し、更なる制度の改善を図った。」
R6.12.27	「自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について」(物流・自動車局旅客課長通知)【別紙9-3】	「自家用有償旅客運送の導入に向けた、この「首長判断プロセス」については、一部の市町村において、地域公共交通の設置要綱を改正する等して、導入されているところであるが、未だ導入に係る措置を講じていない市町村・都道府県が大多数存在する状況である。 このため、各地方運輸局等においては、市町村や都道府県において、合理的な理由なく「首長判断プロセス」の導入に係る措置を講じていない場合には当該措置の導入を促す等、適切に指導されたい。」